

アフリカ研究の一視角

はし
星

あきら
昭

〈目 次〉

- I アフリカ地域の限定と区分
 - 1. 反植民地革命と連合体
 - 2. 奴隷貿易と植民地化
 - 3. 地域の限定と区分
- II 接近の視角と重点
 - 1. 「貧困」の問題
 - 2. 農業生産力の上昇
- III 土地問題とその解決法
- IV 非部族化の方向

I アフリカ地域の限定と区分

われわれは日ごろ「アフリカ研究」にたずさわっているが、その過程で、しばしばいくつかの疑問を抱くことがある。その一つは、「アジア研究」との対比において、たとえば、中国やインドについて見られるような、特定の「国民国家」、「国民経済」に関する対象的研究を、アフリカ諸国についてもおこなうことが可能なかどうか、また、かりに可能だとしても、それをおこなうことが、どれほどの意味をもつのだろうか、という疑問である。別の言葉でいえば、「ナイジェリア研究」とか「アルジェリア研究」といったものが、「中国研究」や「インド研究」と同じ次元で、同じ重みをもって語られるのかどうか、ということである。

1. 反植民地革命と連合体

たしかに、今世紀中葉以来、アフリカ大陸には40カ国近くの新興独立国が誕生したが、これらをすべて厳密な意味で「国民国家」と呼ぶことについては、筆者もいささか躊躇せざるをえないので

ある。現に、そのことは、アフリカの為政者自身も感じていて、たとえば、ナイジェリアの建国者アウオロウオは、かつて「ナイジェリアとは国民国家ではなくて、単なる地理上の概念にすぎず、ナイジェリア人などというものはない」と述べ、また、アルジェリア国民の父アパスも、これと同趣旨の発言をしているという。もとより、現在のアフリカ新興諸国も、もとをただせば、ヨーロッパ植民者の手で恣意的に引かれた境界線によって形成されたわけであり、その場合、部族が民族となり、さらに国民となるという、国家形成の内生的、自律的契機が従来ほとんど存在しなかった。したがって、アフリカ諸国の政治的独立も、第2次大戦後における「古典的帝国主義」の衰退と、「現代超国家競合」の激化という、外生的、他律的要因に強く促されて、いわば偶発的に実現された感が深いのである。かくて、アフリカ諸国は、過去においても、現在においても、外国列強の利害関係への従属を条件とすることなしには、その存在理由を保証されえなかつたし、また保証されえないでいる、といえよう。その従属の内容は、アフリカ諸国が外国列強の主義、主張を受容し、その利得、権益に奉仕することであって、その現象は、過去においては、「植民地主義」の直接的支配として visible に存在し、現在においては、「新植民地主義」の間接的浸透として invisible に進行しているわけである。もっとも、その形態は、「古典的帝国主義」のときには、さまざまな要因

から必ずしも均一的でなく、たとえば、直轄植民地、自治植民地、保護領などの統治方式や、生産管理、流通支配、金融統制などの収奪方式によってかなり相違があったのである。つまり、この時代には、イデオロギーの構造は単一であっても、支配の様態は多様であったといえよう。これに対して、「現代超国家競合」の時代では、旧宗主国の地位が相対的に弱体化し、従来植民地に手を汚したことのなかった新大国がこれに代わって登場するという世界史的背景の中で、かれらはいかにしてアフリカ諸国が自分たちの主義、主張や利得、権益と合致した権力のもとに置かれるかを最大の関心事とするようになった。その意味で、現代は支配の様態から見ると多様性が乏しくなったが、イデオロギーの構造から見ると、明らかに多元的分裂を示しているといえよう。

ともあれ、アフリカ新興諸国の大部分が、真の反植民主義革命という内生的要因よりも、前記のような外生的要因によりいっそう強く促されて、いわば未成熟の状態のまま独立国となったとすれば、これら多くのアフリカ諸国を「国民国家」と呼ぶことについて若干の疑問が生じても驚くにあたらない。現に、一党国家、軍事クーデター、部族戦争など、最近における一連の異常事態の発生は、かかる疑問をいっそう強めるに役だっている。また、アフリカ諸国の指導層に見られるいわゆる「カリスマ」的性格も、民衆掌握と国家統一のためのメリットとしてよりも、むしろ外国列強との妥協とその傀儡化をもたらすデメリットとしていっそう大きく作用しているかに見える。それはチョンベのカタンガに象徴的であったし、エンクルマのガーナですら最終的にはそうではなかったか？ とすれば、これら偶発的に独立国となり、いまだに国際政治の上に大きな影響力をもちえな

いでいるアフリカ諸国の多くを、中国、インド、アラブ連合など、過去に輝かしい文明遺産をもち、ある程度発達した封建社会を背景にして、しかも反植民地革命をつとに闘いとしてきた「国民国家」と同日に論ずることはむずかしいと考えざるをえない。いまから思えば、アフリカ諸国の多くが、いわゆる「非同盟・中立主義」に傾いたのも、インドやアラブ連合の場合のように、政治理念としてその世界的影響が評価される積極的側面より、むしろアフリカ諸国における権力構造の未成熟と不安定を証する消極的側面からとらえられるべきであったといわねばならない。以上のことは、「現代超国家競合」の内側で米ソ冷戦体制が平和共存路線に移行するに伴い、その傾向がいっそう顕著になってきた事実によって容易に首肯されるであろう。

さて、筆者はいまここにアラブ連合を「国民国家」の一つとして扱ったが、そのこと自体、実は「アフリカ研究」との関連で、非常に重要な意味をもつように思う。すなわち、アラブ連合は、エジプト、シリアおよびイエメンという被植民地支配民族によってはじめて結成された「連合体」だということ、逆にいえば、エジプトですら、「連合体」を形成することなしには「国民国家」と同等の役割を果たしえなかった、ということである。いわんや、個々に見れば未成熟で不安定な政治構造しかもっていないアフリカ諸国が国際的発言権を拡大するためには、G・ハルガルテンの主張するように、「連合体」を形成するよりほかに道はないであろう。とはいえ、「連合体」の形成は、そのための十分条件ではなくて、あくまで必要条・件であるにすぎない。なぜなら、アラブ連合に対応して生まれたアラブ連邦は、イラクとヨルダンの首長領土が結合しただけのもので、必ずしも「国民国家」に匹敵するような政治集団の出現と

はみなされ難いからである。つまり、そこには「連合体」の結成はあっても、その基底に半植民地主義革命という明確な運動原理が見られないからである。要するに、アフリカ諸国の場合、真の反植民地主義革命が「連合体」の形でおこなわれねばならぬ、ということである。

ところで、アフリカ諸国における「連合体」といえば、通常、アフリカ合衆国の構想、カサブランカ・グループとモノロピア・グループ、西アフリカ連合、東アフリカ協同体の結成などが想起される。このうち、アフリカ合衆国の構想は、単に具体性のない政治スローガンの域を出るものではなかった。カサブランカ・グループは、ガーナ、ギニア、マリ、モロッコ、アルジェリアおよびアラブ連合からなり、その性格はしばしば急進的な軍事同盟のねらいを兼ね、かつ共同市場としての経済機能を果たさせるふくみもあったが、その結合範囲がきわめて包括的であったのと、各国主導権の調整がむずかかったため、とかく足並みが乱れがちであった。また、モノロピア・グループは、旧仏領アフリカ諸国、ナイジェリア、シエラレオネ、ライベリア、リビア、エチオピア、チュニジア、トーゴおよびソマリアの諸国からなり、その包括度はさらに大きく、またその機能は、前者と対照的に、比較的穏健な政治協定にのみ限定されたため、現実には強大な政治勢力となるには至らなかった。西アフリカ連合は、ガーナ、ギニアおよびマリのカ国の結集であり、アラブ連合にならった「連合体」のケースとして注目されたが、政治統一体として実効ある成果をあげることができず、近年におけるガーナの脱落とともに、事実上解体した。さらに、東アフリカ協同体は、ケニア、ウガンダおよびタンザニアの結合であるが、これらはもともと植民地時代の経済的連合を踏襲し

たにすぎぬこともあり、独立後のアフリカナイゼーションの過程において、共同市場としての機能はむしろ弱まっている。そのほか、西アフリカ協商（コートジボアール、ダホメ、オートボルタおよびニジェール）や、アフリカ・マダガスカル・グループとルワンダおよびマグレブ諸国の政治協定などがあるが、これらはいずれも「連合体」形成としてまだ試行錯誤の段階にあるにすぎぬといえよう。

こうして見てくると、アフリカ諸国における「連合体」の形成は、その必要が強く意識されながらも、いまのところ、国際環境の中で自己の立場を強固にすることにほとんど役だっていないように思われるのである。いわんや、われわれの「アフリカ研究」が「国民国家」として特定地域のみを対象的にとらえ、民族解放運動のヘゲモニーを唯一の指標にして現状分析をするだけののであれば、その結果もたらされる判断が本当に事態の本質をついたものになりうるかどうかはなほだ疑わしい。とすれば、われわれは、何よりもまず、アフリカ諸国を真の「国民国家」たらしめなかった原因を歴史的につきとめねばならない。一般に「歴史のない大陸」と呼ばれるアフリカであってみれば、そのことの重要性はきわめて大きく、研究の範囲はまま「歴史記述」の領域にまでさかのぼらなくてはならぬかも知れない。われわれは、アフリカについて往々「現代史」研究すら成立するとはいい難い事情を十分かみしめてみるべきだろう。

2. 奴隷貿易と植民地化

アフリカ諸国を「国民国家」たらしめなかった原因は、しばしば指摘されるように、アフリカ社会構造における後進性と跛行性であろう。経済的側面に限っていえば、それは農業生産力の低位とモノカルチャ産業構造とに置き換えられるかも

知れない。そして、そういう事態を生ぜしめた決定的な要因の一つに、「植民地化」があることもまちがいない。しかし、そのことは何もアフリカだけでなく、他の低開発国に共通なことであろう。そこで、アフリカだけについて、「植民地化」以外に、そのような歴史的規定要因をあげるとすれば、それは「奴隷貿易」であると思う。正確に言えば、アフリカの場合、「奴隷貿易」が社会構造の後進性を絶対化し、「植民地化」がその跛行性を極大化した、ということになる。

「奴隷貿易」は、アフリカ諸国を後進国の中で最も後発的な地域とした最大の要因であり、それゆえにこそ重視されねばならぬのである。アフリカ諸国「植民地化」がたかだか60年ほどの歴史しかもっていないのに対して、「奴隷貿易」の歴史は、19世紀中葉から約400年の昔にまでさかのぼる。その間、ヨーロッパ人やアラブ人の奴隷商人によって大陸から連れ去られたアフリカ人は、その数約6000万人に達するといわれ、しかも、その大部分が、アフリカで最も生産的な労働力を形成する成年男子だったのである。このように大量に売り渡された奴隷と引き換えにアフリカ人が手に入れたものは、ビーズや鉄砲などの非生産的商品にすぎなかった。こうして、それまで人間と土地との平和な均衡の中で再生産を続けていたアフリカ人の伝統的農業社会は、得るものが少なく、失うもののみ多くて、ほとんど壊滅的狀態に陥った。この間に、血縁集団としての部族が、地域共同体の形成を通じて民族となり、やがて国民となる契機をまったく失ってしまったのである。しかも、アフリカで「奴隷貿易」が続けられていた同じ時期に、ヨーロッパでは封建制から資本制に移行しつつあったことを想起する必要がある。つまり「奴隷貿易」は、アフリカ社会構造の相対的後進性を

ほとんど絶対的なものとしてしまったのである。

「奴隷貿易」の歴史的な重要性はそれだけにとどまらない。それは、やがてアフリカ全土にわたって進行した「植民地化」を容易にし、その中へ変形、解消されていったばかりでなく、また、現在見られる部族戦争の遠因にもなったと考えられるからである。すなわち、「奴隷貿易」は、前に述べたとおり、19世紀中葉まで続いて、その後形式的に廃止されたが、それでアフリカ人の隷属状態がなくなったわけではなく、実際には、植民地化に伴って設立された「特許会社」の労働力として強制的に動員され、あるいは、ヨーロッパ人プランテーションに農奴の条件で雇用されたのである。換言すれば、かつての「奴隷貿易」は、植民地的状況のもとで、「強制労働」に転化されたのである。

「奴隷貿易」と部族戦争との関連については、通常交換商品たる鉄砲の役割を中心として説明される。すなわち、「奴隷貿易」を通じて鉄砲を入手したアフリカ人は、奴隷に売られることを防ぐためだけでなく、また自らの空腹をいやすために、隣人に対してもこれを利用したと思われる。これが、伝統的農業社会の疲弊と混乱の中で、部族間の争いを激化させたであろうことは想像に難くない。もっとも、この点について、部族戦争は本来「奴隷貿易」から起こったのではなく、逆に、部族戦争が「奴隷貿易」を生ぜしめた、つまり、部族戦争の捕虜がポルトガル人やスペイン人の手で奴隷にされた、とする説もある。たしかに、部族間の戦争は、「奴隷貿易」とは関係なく原始共同体にはしばしば見られるし、捕虜が奴隷としてまず売り渡されたこともあったであろう。しかし、それだからといって、アフリカ人部族間の争いが、「奴隷貿易」を契機として、いっそう血なまぐさいものになった、ということとは否定できないであ

ろう。

さて、19世紀後半からはじまったアフリカの「植民地化」は、もちろん、地域によってその様態にかなりの違いはあるにしても、おしなべて、「奴隷貿易」で破壊され、停滞に打ち沈んでいた伝統的農業社会に強い衝撃を与え、これをさらに変貌させてしまったことはたしかであろう。西アフリカなどの投資植民地では、輸出入農産物の栽培が促進されたが、宗主国からの輸出に妨げとなる農村工業の設立は抑えられ、植民地的経済支配が主として農産品の流通面からゆきわたった。また、東、中央および南アフリカなどの居住植民地では、ヨーロッパ人入植のために直接土地配分がおこなわれ、アフリカ人農業は生産面から制約を受け、多くの農民に賃労働兼業化を促した。その結果、アフリカ人農業が再生産もできぬ状態にまで衰退すると、植民地政府によって土地の私有化が部分的に認められ、村落共同体の内部で不自然な農民層の分解が進んだ。

このような「植民地化」から生まれた社会・経済上の跛行性は、一般に「二重社会」とか「二重経済」の問題としてとらえられ、これについては既にさまざまな分析がおこなわれている。しかし、この点は、前にも述べたとおり、他の低開発国の場合と共通するところが多いので、特に繰り返しては述べない。ここでは、ただ、アフリカ経済が「植民地化」の過程で、農業生産力の上昇を主として土地制度を通じて阻害され、工業化の推進を主として輸出産業構造から制約されてきた、ということを一般的に指摘するだけにとどめる。

3. 地域の限定と区分

以上述べてきたことは、「アフリカ研究」における地域の限定と区分に関連して、非常に重要なのである。なぜなら、その場合、限定と区分の基

準として、少なくとも、反植民地主義革命と連合体、および奴隷貿易と植民地化の問題が考慮されるべきだと考えるからである。

たとえば、アフリカ諸国の中でも、南アフリカ共和国とローデシアは、いまだにアフリカ人による反植民地主義革命が成就されていない非アフリカ人国家であり、その政府が実行している政策は植民地化のそれにほかならぬから、これらを無条件でアフリカの国家とみなすことには問題がある。現在、ポルトガル、スペインなどの植民地として残っている地域についてはむしろそうであり、これらはやはり他のアフリカ諸国とは別個に扱うべきである。また、前に触れたアラブ連合は、なるほど地理的にはアフリカ大陸の一角に位置しているが、人種的にはアラブに属し、既に中東2カ国と連合体を形成して、黒人アフリカとは明らかに異なった地位をしめているから、「アフリカ研究」の対象地域から除外されてしかるべきであろう。アラブといえ、サハラ以北の諸国も、その意味でやや特殊である。マグレブの特定地域では、土着民がアラブ化されたのか、アラブが土着化されたのかについて議論があるといわれるが、文明史的に見て、ハミート・アフリカはやはりニグロ・アフリカとは本来異質であろう。アラブの北アフリカ進出を「アジア人の侵略」とする説(ピエール・ロンド)には賛同しかねるが、アラブがアフリカ人奴隷貿易の一翼をになってきたことはまぎれもない事実だからである。

カサブランカ・グループとモンロビア・グループは、既に述べたように、一種の連合体に違いないが、その性格は、単に連合諸国間の道義的統一、政治的協調を意味する象徴的な色彩が濃く、OAUにおける各国の立場の差異を示すほどのものではないから、少なくともいままでのところ、区分

として決定的なものとはいえない。むしろ、その点では、英連邦地域やE E C連合地域の区分のほうが、植民地化との関連から、ずっと現実性があるように思われる。旧宗主国別の区分は、いうまでもなく、植民地時代の統治方式や、独立後の経済関係を把握するのにきわめて有用であり、しかも、かつて旧ドイツ領、旧イタリア領であった地域の研究については、その特殊な歴史的条件を明らかにせねばならぬ意味も含まれる。ただ、旧宗主国別の区分について注意すべきことは、当事者国側からの研究が、植民地化の現実的必要から、往々特定の経路と範囲に固定化されてしまい、たとえばとなり合った旧仏領国と旧英領国との比較研究などがほとんどおこなわれていない、という点である。そのほか、植民地化パターンによる投資植民地と居住植民地という伝統的区分、それに相応したA型地域、B型地域という国連による区分があるが、これは、当該地域における政治運動の目標や、経済開発の戦略の上に「植民地化」の歴史的規定性が強く反映されているという意味からしても、疑いもなく有効なものといえよう。ただ、旧仏領アフリカ諸国については、必ずしもそれがあてはめられぬといわれるが、アフリカ経済の民族的基盤たる伝統的農業社会がどのように近代化されるか、というような問題を考えるとき、この区分のもつ特別の重要性は少しも失われることがないであろう。

II 接近の視角と重点

1. 「貧困」の問題

周知のとおり、低開発国研究においては、その接近の視角として、通常、明らかに二つの潮流が見られる。一つは、戦前から植民地問題の分析に古典的方法を提示してきた「帝国主義論」であり、

他は、戦後において新興独立国の新しい経済戦略を追求してきた「開発理論」である。前者は、単純かつ基礎的な範疇に集約された論理体系の上に立ちながら、低開発国を対象的に外側からのみ眺め、問題の分析にあたっては、とかく現象を既定の理論的枠組の中へ組み入れるだけで事たれりとする教条主義的な安易に陥りがちである。また、後者は、低開発国を内側から実践的にとらえようとするが、事態の複雑さに十分対処しうる整合的原理が確立されるに至らず、現象からの帰納については、往々、外国政治戦略の正当化にすぎぬような拙速に流れるそしりをまぬかれない。しかし、アフリカの現実には、これら諸理論の適用と展開にかかわりなく、それよりもはるかに早く、激しく揺れ動いている。そういう状況のもとで、外国人であるわれわれが「アフリカ研究」の名のもとに理論と現実との接合点を見いだそうとするのは、あたかも、〈見知らぬ急な流れの中でいかだを組もうとする〉にも似て、そのむずかしさは想像以上なのである。もとより、かかる「アフリカ研究」のむずかしさは、いわゆる「地域研究」の意義と使命といったような基本的文脈の中で、あらためて問いなおされる必要があるだろう。しかし、そのレーゾン・デートルが、あるいは、個別科学における特定命題を一般化するために事例研究をおこなう、ということにあるにせよ、あるいは、科学領域の細分化にかくされた問題意識を選択の対象に託して総合化するというところにあるにせよ、いま、さしあたって、われわれがなすべきことは、アフリカ諸国における多様な事実を正しく集積し、国情の特殊性、発展段階の差、民族革命のプロセスの違いなどを明らかにすることによって、アフリカの内生的発展の契機を見いだすことであろう。したがって、そのような接近視角に立つかぎり、経済

問題に限って言えば、われわれの「アフリカ研究」の重点が、先進国の企業進出、資本輸出、経済援助というような、外からの関心にそうことよりも、むしろ、アフリカの国家、公共投資、国有化、農地改革というような、内からの要望にこたえることにおかれるのは当然であろう。

とすれば、かようなアフリカの内生的発展の契機は何か、ということになるが、これはきわめて包括的かつ困難な問題で、簡単には解答が得られない。しかし、最も基本的なレベルでは次のようにいえるだろう。すなわち、アフリカにとって、外国からの衝撃がいわゆる「主体的真実」として危機的にとらえられること、つまり「原始的共同体」に近い状態で孤立、停滞した伝統的農業社会が、高度に発達した資本主義社会に接触し、否応なくそれに組み込まれて、アフリカの現在における「貧困」と、将来にわたる「経済格差」の存在を自覚し、それが主体的な変革への志向に転化されること、である。「貧困」といえば、前述の二つの相異なる接近視角も、低開発国における「貧困」の問題——絶対的なものであれ、相対的なものであれ——に最大の関心を抱いている点ではまったく共通しており、事実、その克服にこそ、古来、経済学の窮極的アポリアの一つがあったはずである。

ところで、社会における物質的福祉水準の低位を強く意識することから生まれる経済思想は、当然のことながら、すぐれて生産力的性格が濃くなるものである。その意味では、19世紀における中進国経済理論も、現代における低開発国経済理論も、ほとんど変わりないであろう。まして、生産手段を社会化して、生産力の飛躍的増大を期待する古典的社会主义経済理論の場合にはなおさらである。もっとも、近年における社会主义思想の中には、その

第一義的目標を、生産力の増大による「貧困」の克服におくよりも、むしろ、人間関係の変革による「疎外」の解消におこうとする傾向がはっきりあらわれてきた。この傾向は、もとより、現代資本主義国では、資本の分散、社会化や経営の技術化が進んで、労働者の「貧困」が緩和されてきたとする実感、また、社会主义国では、生産手段の社会化がおこなわれ、生産力が飛躍的に増大しても、なお国家権力や官僚制に象徴されるような人間の「疎外」が残されているとする自覚にそれぞれ支えられて生まれたものと思われる。しかし、この「貧困より疎外へ」という命題は、そのまま無条件に低開発国の現実に適用されえないであろう。なぜなら、その政治体制のいかんを問わず、低開発国の「貧困」は緩和されるどころか、むしろ、場合によっては、逆に増大してきているからである。「国連開発の10年」といわれた1960年代には、先進国の平均成長率が予定された5%を上回ったのに対して、低開発国のそれはやっと4.5%に達した程度であり、しかも、その間人口増加が著しかったために、1人当たりになると2%前後の成長率にしかならず、中には、1人当たりの実質所得が低下している国もある。もとより、はじめに格差のある経済は、成長率が同じでも、その格差は拡大する。まして、低開発経済のほうの成長率が低ければ、格差は幾何級数的に拡大するわけである。古典的国際分業論によれば、「後進国が農産物を輸出し、先進国が工業製品を輸出する」ことになっていたが、現在、北米、カナダなどは余剰農産物を輸出しており、それが低開発国の農産物を国際市場から駆逐していることはしばしば指摘されるとおりである。1次産品といえはすぐ低開発国というけれども、世界における1次産品輸出のうち、アジア、アフリカおよびラテン・アメ

リカを含む低開発地域のシェアは、北米、大洋州などの先進国のそれより、むしろ相対的に小さいのである。

他方、社会主義がかつてコミンテルンに託した労働者国際連帯のビジョンも、現代では、先進国と低開発国との間で労働者の豊かさに格差が生じ、相互に利害の対立が起こったりして、事実上ほとんど崩れ去った感がある。たとえば、南部アフリカにおいて、ヨーロッパ人労働組合がアフリカ人労働者の職場進出を阻止しようとする事件が起きたが、これなどは上記の傾向を端的に示している。この事態を「疎外」の問題としてとらえることはもちろん可能であろうが、アフリカ人労働者の側からすれば、ヨーロッパ人労働者の豊かさが、アフリカ人労働者の貧しさの上に成り立っている、という意識があり、したがって、この問題も、これらには、「疎外」の問題としてではなしに、やはり「貧困」の問題の一つとして追求され続ける必然性があるといえる。要するに「貧困」の問題は、たとえ先進国では「疎外」の問題にすりかえられなくても、低開発国ではなお緊急に克服すべき重要なアポリアとして存在していると思われるのである。

2. 農業生産力の上昇

さて、低開発国経済が「貧困」を克服し、自立的發展の道を開いてゆくために、何よりもまず注意を向けられねばならないのは、既に示唆されたとおり、生産力の増大であるが、それは、多くの場合、農業生産力の上昇を意味する。アフリカの場合も例外ではない。

いうまでもなく、アフリカは典型的な低開発農業国であり、産業における農業の比重は圧倒的に大きい。国民総生産に占める農業の割合は、信憑性あるデータがそろっていないため正確にはわか

らないが、少なくとも農家人口の大きさから見ても、そのことはおおむね首肯されるだろう。たとえば、過去20年にわたって、東、中央および南アフリカでは、総人口のおよそ80%が農村に居住しているのである。しかも、その農業生産は、大部分生存経済的小農民によって直接おこなわれ、大資本によって経営され、市場向け農作物を栽培している農場はほとんど外国人所有のものに限られている。たとえば、熱帯アフリカ諸国では、耕地の70%、成年男子の60%が、自家消費生産に向けられ、商品作物生産の比較的発達しているナイジェリアやウガンダでも、その割合は50%を割ってはいない。また、アフリカ諸国では、後に述べるように、「農民層の分解」がそれほど進んでおらず、したがって、農民の土地との結びつきはまだきわめて強いのである。つまり、その社会構造の基底には、「奴隷貿易」によって遅れ、「植民地化」によって歪められた伝統的農業社会がいまなお存在しているのであるから、アフリカにおいて、何よりもまず農業生産力の上昇を「貧困」克服のための必須条件とすることには、なんの疑問をさしはさむ余地もなからう。

もっとも、以上のことは、アフリカ諸国の経済自立のために工業化が重要でない、ということの意味しているわけではない。いや、それどころか、農業生産力の上昇の重要性は、アフリカ工業化との関連から、たとえば、工業部門への労働力、食料の供給、工業化資金調達のための農産品輸出所得の増大や国内市場における有効需要の創出などの諸点から強調される。しかし、本稿で最終的に問題にしようとするのは、工業化の型とか、農業と工業との均衡とか、いわば開発戦略それ自体ではなくて、むしろ、それらの検討を通じて、アフリカの伝統的社会が、開発を可能ならしめる基盤

として、どのように変形され、また存続さるべきか、ということなのである。周知のとおり、若干の低開発国が、1次産品輸出も思うにまかせぬ状態で、大規模な工業化を押し進め、そのためもっぱら外国経済援助に頼って資本財を輸入し、その結果、著しい国際収支難に陥り、工業化規模の縮小を余儀なくされているが、かかる現状から見ても、アフリカをそのような角度からとらえる必要性はけっして少なくないと思うからである。ともあれ、ここでは、その前に一応、工業化・近代化との関連から農業生産力上昇の問題点を検討しておくことにしよう。

一般に、低開発国は、「労働が他の資源に比して過剰である」経済と認識され、そのような労働過剰は、もちろん「顕在失業」の形であらわれるばかりでなく、また、農村地域では、労働組織の未熟さと労働利用の不完全とにかくされた「潜在失業」として認められる、といわれる。いわゆる「偽装失業」論は、工業化のためにかかる労働を移転することの効用を主張し、その場合の前提条件として、通常、労働供給側における農業生産が低下せぬこと、つまり、農村部門における労働の「限界生産力」がゼロまたはマイナスを示すことをあげている。しかし、アフリカの現実を見ると、労働の「限界生産力」は必ずしもゼロやマイナスを示しておらず、そのことは若干の研究者によってすでに確認されている。たとえば、W・バーバー (W. Barber) はザンビアの農村を調査して、chitemine 農法がおこなわれる特定期間を除き「限界生産力」がむしろわずかながらもプラスを示すことをつきとめたし、R・W・M・ジョンソン (R. W. M. Johnson) と B・F・マッセル (B. F. Massel) はローデシアの「原住民指定地」と「原住民購入地」を調査し、その結果、労働の「限界収入」が

土地利用の集約度によって相違はあるにせよ、けっしてゼロやマイナスを示していないことを明らかにしたのである。

それだけではない。「偽装失業」は、経済拡大による雇用水準の上昇に伴って当然減少するから、たとえば、国内に賃金部門が既に相当程度発達しているローデシアのごとき国では、労働の移転のもつ固有の利点はしばしば失われてしまうように思われる。つまり、この国では、長年植民地的状況のもとで「労働移動」のパターンが確立され、ために農民側でもそれへの対応方式が固定化されているから、「偽装失業」論の期待する解決法は、少なくとも現状ではほとんど有効性をもたぬように見えるのである。けっきょく、この種の処方箋は、国家による自立的工業化の初期的段階で、しかも農村部門に「余剰生産能力」が欠如している場合についてのみ適用されうるのではあるまいか？

以上見たように、アフリカ農村に滞留する労働力が潜在的貯蓄源とはみなされえず、産業部門への労働の移転が容易におこなわれないとすれば、工業化自体のメリットがはなはだしく減殺されることになるうし、それに伴って農業生産力の上昇という問題は、いっそうその重要性を増すこととなる。ことに、社会経済史的観点から、農業生産力の上昇を、伝統的社会の近代化の前提条件として考える場合はなおさらである。いうまでもなく、そのような視角は、先進諸国の近代化の歴史に徴して、その先行形態の中に、既に来るべき経済発展を支える基礎としてのある程度の近代化形態が見いだされるという認識に発している。かかる近代化の先行形態は、経済一般としては「自生的成長のメカニズム」と表現されることもあるが、特に農業生産力との関連からは、通常資本の蓄積、つ

まり民富の形成とか、農村共同体における私的権利の発達などに見いだされる、といわれる。この種の見解は、たしかに現象を長期的・包括的にとらえようとする史観に基づいているかぎり、十分説得力をもつけれども、ややもすれば、歴史法則の一元的把握が、過去に対して説明の論理を提供しても、未来にわたって変革の理論を構成しない、という批判を生じさせやすい。現に、アフリカ諸国についてみると、上記のような近代化の痕跡がほとんど見いだされぬため、将来の近代化・経済発展についてとかく悲観的な考え方に傾きやすいように思われる。しかし、かかる議論の正当性を評価することは、アフリカ諸国の近代化が先進国とはまったく違った形態で成就されることをいささかも妨げはしないだろう。

ともあれ、低開発国経済における近代化の先行形態を「自生的成長のメカニズム」と規定する理論は、周知のとおり、将来の発展を可能とする条件を、特定の貯蓄の割合および投資の様態に見いだしている。この考え方は、低開発国経済問題の本質が成長率の高低にあるのではなく、自生的過程を持続させうる装置の有無にあることを指摘している点できわめてユニークなものであるが、ただその具体的条件を基準としてかなり限定したため、必ずしもアフリカ諸国には適用されえない場合が多いと思われる。たとえば、中央アフリカでは、なるほど、経済組織の非能率、政治・社会制度上の欠陥および技術水準・勤労意欲の低位などのため、従来投資が生産的におこなわれたとはいえないにしても、貯蓄率は、公共部門ではマーケティング・ボードの管理や輸出税の賦課などにより、また民間部門では農民の自発的な貯蓄努力によって、過去数年間、国民所得の10%を多少とも越えてきたのである。しかし、だからといって、

中央アフリカ経済が既に集中的経済発展の潜在能力を備えつつあり、1次産品輸出が資源の潤渇や世界市場需要の低下にも影響されることなく拡大に向かうなどということは想像しえないのである。つまり、この比較的高い貯蓄率は、投資率の上昇に帰因するものでもなければ、また生産手段が増加したからでもなく、むしろ伝統的社会における労働力の再生産費が比較的低かった結果にほかならないと思われるからである。

また、農業生産力の上昇に伴う民富の形成については、伝統的社会近代化の上にもつその意味の重要性にもかかわらず、実際にその程度を適確に把握することは容易ではない。つまり、厳密に言えば、伝統的社会内部での社会的分業の出現、交換の増大、家族内動産私有化にはじまる生産手段の私有化、そして生産と交換の個別化、労働生産性の向上等々の過程がまず各部族共同体について明らかにされねばならぬからである。しかし、一般的に言って、現在のアフリカ農村部門における資本の蓄積は、おそらく典型的には農家貯蓄という形で測られよう。またそれと同時に政府による財政支出および農業信用などの効果も考慮に入れられねばなるまい。中央アフリカの政府統計局の出版物によると、農村部門における資本形成として、家畜飼育、農家建築、農機具購入、掃林、整地、土地購入などの項目があげられているが、上記の理由から、これに農家投資と政府支出との中間形態たる小規模灌漑地の開発も加えらるべきであろう。これらのうち、農業生産力の上昇との関連から、アフリカ農村部門において最も明確な形で資本形成とみなされるものは、やはり労働手段の拡充としての農機具、機械設備の購入であり、またおそらく小規模灌漑地の開発であろう。ところで中央アフリカにおいては、農家の農機具

等の購入は、比較的土壌、資本を多くもっている「原住民購入地」においても、犁、耕耘機、まぐわ、荷車などが中心で、トラクター、トレーラーはネグリジブルであり、また灌漑地開発は、アフリカ人だけのものは326エーカー程度しかないのである。なおそのほかの項目は、多くの複雑な社会的要因によって、しばしば資本形成とみなされがたいことがある。たとえば、掃林、整地であるが、中央アフリカでは、通常それが、自家消費だけの目的で、家族労働力もしくは「相互扶助」労働力によっておこなわれ、しかも多くの場合、土地についてはもちろん、労働についても資本化された価値が示されぬため、いわゆるディスインベストメントになってしまうのが実情だからである。以上のことは、アフリカ農村部門における資本蓄積の程度を知ろうとする場合、たとえば、単に生産要素の追加的投入ということばかりでなく、むしろ、それらをさまざまに規定している社会慣行を十分考慮に入れるべきことを示唆しているのである。

また、伝統的社会的近代化の前提としての農村共同体における私的権利の発達については、まず村落共同体における「固有の二元性」つまり、土地の共同占取に対する労働用具の私的占取からはじまり、土地抵当権、借地権の確立とともに、土地市場が生まれ、農民層が分解して富農が出現してくる過程を明らかにすることが必要であろう。しかし、これもアフリカについてその実態をつきとめることはきわめてむずかしい。なぜなら、土地の私的占取関係の進展度や、それに相応した共同体の内部編成のあり方、たとえば血縁関係の弛緩度などは、地域によって相当違いが認められるからであり、その上にまた、アフリカの村落共同体における私的権利の発達、ヨーロッパ人貨幣経済の導入と植民地当局の行政支配の方式によって

しばしば決定的な影響を受け、したがって私的権利の内容が真に共同体内部で自生的に発展したものでどうか疑わしい場合が多いからなのである。現に、中央アフリカでは、政府の懲憑によって設置された「原住民購入地」の小農だけが土地私有を認められ、また土地を担保に農業信用を利用することができたが、「原住民指定地」の一般農民は、土地について購入権はもちろん抵当権の設定も許されなかった。しかも「原住民購入地」の小農による土地の私有権は、共同体内部で自生的に発達したものではなかったため、それは必ずしも農業生産力の上昇を結果しなかったのである。こう見てくると、アフリカの農村共同体における私的権利の発達は、おそらく、一方では、共同体それ自体として、家父長制家族以来の動産に関する私的所有権の集積、たとえば、家畜、土地の譲渡権成立の経緯、他方では、植民地支配との関連から、それへの適応形態に随伴する農村社会内部での権利関係の変化、たとえば、「出稼ぎ」幹旋者の村落内での権利の実態などを明らかにすることを通じて、これを把握せねばならぬだろう。

以上、農業生産力の上昇の問題点を、三つの側面からとらえ、アフリカには従来近代化の先行形態がほとんどなかったことを見てきた。とすれば、アフリカの村落共同体における生活と社会関係の再生産の物質的基礎は依然として土地であり、したがって伝統的社会的農業生産力を規定するものは伝統的土地所有関係であるはずである。

III 土地問題とその解決法

一般に、アフリカ諸国における土地所有形態は、部族共同体による土地占取関係として特色づけられ、封建的土地所有形態が存在しない、といわれる。そしてこのことは、一方では、植民地民族革

命の目標として通常、反帝国主義、反封建主義の二つがあげられることに関連して、たとえば、アフリカ社会主義といわれるものも、反帝国主義を意味することはあっても、反封建土地革命を伴わず、往々にして反共産主義的な民族解放運動の性格をもつにすぎない、という指摘の論拠とされるし、また他方では、土地改革の本質的性格に関連して、実際アフリカ諸国には封建地主による大土地所有はほとんど見られず、もっぱら首長を中心とする部族の共同体的土地占取が存在するだけだから、土地問題は、生産関係的側面より、より多く生産力的側面から理解されるべきである、という主張の基点となっている。以上のことは、アフリカにおける土地制度を概括的に把握する場合に、きわめて重要な問題点であることはたしかである。

しかし、アフリカ諸国の土地所有形態の歴史を詳細に検討すると、まったく封建的土地所有が存在しなかったわけではないことがわかる。たとえば、ナイジェリアのカノ藩主国、ザンビアのパロツェ王国、ウガンダのブガンダ王国などに見られる土地所有形態がそれである。もちろん、これらの封建領主は植民地の進行とともに、宗主国政府と結んで、その末端行政機関の役割をになったが、その領有地についてはさまざまな形の封建地代を課する世襲的権限を受け継いできたのである。カノ藩主国では、エミールが、土地領有ばかりでなく司法・財政に関する権限まで握って、約250万人の農民を支配してきたし、パロツェ王国では、シピパ以来、領主が家臣との主従関係を軸にして、所領を含む約2943万エーカーの広大な地域に支配権を確立し、牛、穀物あるいは奴隷を貢納せしめた。また、ブガンダ王国では、14万ヘクタールほどの土地を支配するカバカー族を中心にして、200人以

上の大地主が全地域の約75%を領有し、その一部を農民に貸し与えて、かれらを身分的に拘束してきた、といわれる。以上のほか、アフリカにおいて、封建的性格の土地所有形態をもつ国としてしばしばあげられるものに、マグレブ諸国、カメルーン、オートボルタなどがあり、たとえば、アルジェリアでは、大小の封建地主が全土の半分近くを領有してきたし、チュニジアやモロッコでは、刈分小作を含む土地なき民が農村人口の大部分を占めていたことが知られている。

もっとも、アフリカ諸国の封建的土地所有形態は、必ずしも、西欧に見られたものと同じではない。もちろん、西欧封建社会体制もその実態は国によって相違があり、その概念規定すら、重点の置き方によって、だいぶニュアンスが変わってくるのは周知のとおりであるが、ここではただ、当該地域に広く階序制が存在し、一般農民が、共同体的規制と身分的支配のもとで、労働や貢納を強制される社会関係と限定しておくにとどめる。現に、アフリカには、物権関係としての封の授与や、三圃農法に象徴されるような荘園制度は見られないし、封建社会の存続を支える普遍的宗教や国家思想もなかったのである。したがって、それはむしろ、家父長制家族が局地的に拡大し、奴隷売買の影響のもとに、一部の族長が部族民を土地に束縛して、労働させ、また貢納せしめるに至ったものというべきであろう。他方においてさらに重要なことは、植民地化とともにそういう族長が植民地当局の委託を受け、全国的に部族民から多くの場合課税という形で封建地代をとり立てていたことである。この場合、植民地当局は、かれらがその土地の所有者であるとないとを問わず、いわば封建的土地所有者と同様な役割を演じてきたことになる。つまり、多くのアフリカ諸国において、ヨー

ヨーロッパ土地所有者は、体制からいえばもちろん資本制地主に違いないが、実際には、土地価格が存在せず、したがって、地代は労賃や利潤からの控除として名目的にしか存在しないから、その形態は「農民的分割地所有」に近く、したがって封建制地主と大差はないのである。要するに、アフリカにおける封建的土地所有形態は、共同体における物質的基盤のあり方と、生産者の労働条件に関するかぎり、アフリカ人首長と同部族民との関係において、局地的に認められるばかりでなく、また、ヨーロッパ人地主とアフリカ人農民との関係において、全国的に見られる、ということである。

しかし、以上のことは、アフリカに封建的土地所有が残存する以上、土地問題は生産関係の側面からのみ理解されねばならぬ、ということ直ちに意味しない。そうではなくて、かりに生産関係の側面から見るとすれば、その重点は、アフリカ人首長と部族民との関係ではなく、ヨーロッパ人地主とアフリカ人農民との関係に置かるべきだ、ということを示唆しているにすぎない。

アフリカの土地問題におけるそのような植民地支配者と被支配者との関係は、一般に、土地収用ないし土地配分として特色づけられる。アフリカ諸国はいずれも植民地支配者によって、多かれ少なかれ土地を強権によって取り上げられ、分け与えられたが、その程度は、地域、時代によりかなり相違がある。概していえば、西アフリカなどの投資植民地では少なく、南、中央、東アフリカおよび北アフリカの居住植民地では多かった。南ア共和国では、総人口の66%を占めるアフリカ人が、総面積のわずか12.7%に当たる「原住民指定地」に押し込められ、ローデシアでは、総人口の94%を占めるアフリカ人が、総面積の49%に当たる土地しか与えられなかったし、ケニアではこの2国

ほどではないにしても、ホワイト・ハイランドの入植はこの地域に住むアフリカ人を完全に土地なき民としたのである。また独立前にアルジェリアではコロンのおよびフランス人会社が最良地を所有して、原地人の約3分の1は土地を持たず、チュニジアでは、全耕地の約20%が、モロッコでは13%がそれぞれ非アフリカ人に握られていたのである。

したがって、生産関係の側面からするアフリカにおける土地問題の解決法は、なによりもまず、かかる土地収用、土地配分を廃止することであり、従来アフリカ人農民との関係においてのみ封建的であるヨーロッパ人地主の土地所有を制限し、これを農民に再配分することでなければならない。

低開発国の近代化の過程で「土地改革」が必要だ、といわれる場合、その内容は通常以上のように、土地と労働から生ずる収益を再配分すること、つまり、地主や不労所得層に偏在した富の分配を公正化して、農民に均霑せしめる、という側面が強調されるのは当然である。しかし、ここで注意せねばならぬことは、かかる土地改革の実施は、それだけで、農業生産力の上昇には必ずしも結びつかないということである。

つまり、単なる大土地所有の分解は、19世紀の農民解放の例に見るまでもなく、ただ零細農民の濫立を惹起するだけで、直接農業生産の向上をもたらさないことが多いからである。いわんや、封建的土地所有がほとんど育たず、また資本主義的私的土地所有がきわめて限られた範囲にしか見られぬアフリカでは、共同体によって所有された土地がほとんど「自由財」としての意味しかもたため、もともといちじるしい土地と労働に対する収益の不均等が見られず、したがってそれを土地改革の誘因とすることもできないのである。換言

すれば、アフリカでは、階級関係に表出される土地所有形態が、植民地支配者と被支配者との間に見られる以外にほとんど存在せず、むしろ、一般に農村共同体による土地占取として特色づけられる土地関係が残存しているだけなのである。したがって、もし農業生産力の上昇を至上命令とするならば、何よりもまず、従来農業生産の妨げとなってきた伝統的土地保有形態の変革が必要であり、そのためには、まずその実態と本質を明らかにすることが必要なのである。

アフリカにおける農村共同体の組織単位は、通常、「部族」と呼ばれるものである。しかし、実質的に共同体機能をもつその下級構成は、地域によって若干の相違がある。たとえば、中央アフリカにおけるマショナ (Mashona) 族の場合についていえば、Nyika と呼ばれる「部族」は Tribal Trust Land の住民を総称したものであるが、それはいくつかの Dunhu と呼ばれる「部族区」から構成され、Dunhu はまたいくつかの Musha と呼ばれる村落から成り立っている。Dunhu は、山や川などの自然の境界によって明確に区画された地理的単位であり、移動性のない、半自治的な家族集合体である。また Musha は通常境界が確立されていない、移動性の多い、一時的農作家族単位をいう。もっとも、「部族」は、たいてい植民地当局によって設定された行政区画と重なっているため、アフリカ人はその中で必ずしも完全な共同体意識をもって行動しているとはかぎらないが、Dunhu と Musha においては、かれらも「安全と平等」の原理にしたがって、ごく自然に「相互扶助」による連帯を期待しうるのである。

ともあれ、Musha 内部の土地配分は、家長によってなされるが、その場合、Musha の構成員は成年に達するとだれでも土地利用が保証される。

具体的にいえば、家族員は Musha 内の特定の地域について「耕作権」を付与されるわけであり、その権利は、Musha の「焼畑農法」による高度の移動性にもかかわらず、耕作者がその土地を占有しているかぎり、恒久的に保護されるのである。かかる慣行は、また「放牧権」についても、また「未占有土地利用権」についても同様に認められた。

要するに、アフリカ人部族社会において、土地というものは、しばしば多くの非経済的価値を含んだものとして存在しており、したがって、単なる流通可能な「生産要素」とはいえないのである。このような慣習的土地保有形態の特色は、かつて G・クローソン (G. Clawson) が規定したように、次の 3 点に集約されよう。

- (1) 共同体的土地所有——土地の私有は認められず、土地はそれを占有する部族共同体に帰属し、その譲渡は共同体の同意なしにはできない。
- (2) 身分関係による土地配分——共同体の構成員はすべてその身分に応じて土地の配分を受ける。
- (3) 生活保証としての土地利用——共同体の構成員は持分として占有する土地の利用について保証を与えられる。

以上の 3 原則を、農業生産力との関連においてもう少し敷衍すると、まず、(1)については、土地に関する私的所有権は否定され、認められるのは、ただ用益権（多くの場合耕作権）のみであり、土地の資本化された価値が存在しないため、土地改良投資の誘因はきわめて乏しく、けっきょく、アフリカ人農業における資源の効率の利用や、生産性の向上につながらない、ということである。また (2)については、アフリカ人の中の「土地配分」は、個人の経済能力によってではなく、共同体の必要によっておこなわれており、そこには非人格的な

土地市場が存在しないため、土地価格は生ぜず、また生産の特化も起こらず、したがって、積極的な企業・経営能力を伴った土地の生産的利用はありえない、ということである。さらに(3)については、すべての部族員はいつでも自由に部落に帰ることができる、そこでは「相互扶助」としての労働提供により自給的生活を維持しうるものであり、したがって農地の拡大や、労働の貸借によって生産を増大する動機はほとんど見いだされない、ということである。

かように、アフリカ諸国における慣習的土地保有形態は、若干の例外を除き、まさしく「生産拡大をねらわず、むしろ経済の低水準均衡において生活保証を求める社会の必要に適應してきた」のであって、そのことが、アフリカ人の農業生産力、ことに農産物の商品化や分業を妨げてきたことはたしかである。したがって、アフリカの農業生産力を上昇させるためには、かかる伝統的土地保有形態、つまり社会制度として存在してきた「共同体的土地所有」の変革が何よりも必要だということになる。しかし、「共同体的土地所有」形態を変革するといっても、それはただちに土地利用権の市場化による私的土地所有制度への移行を意味してはいないし、また、土地経済独占の排除による土地国有化の実施を示唆するものでもない。なぜなら、「共同体的土地所有」形態は、「原始共同体」にも「奴隷制社会」にも、「封建制社会」にも、また「初期資本主義社会」にも見られるから、それだけでは農業における生産様式が決定されないからである。多くのアフリカ農村部門では土地の共同利用による農業生産が、「青田買」を可能にするほどの余剰すらもたらさず、その上、部族共同体の慣行として土地の抵当権もまだ確立されておらず、したがって、家畜や自己の労働力

を売ることによってしか開発資金を調達しえないのが実情であるから、同じ「共同体的土地所有」でも、アフリカ諸国の場合は、むしろ「部族的土地所有」というべきものなのである。つまり、アフリカ諸国における資本による農業の支配は、西欧諸国に見られるように、資本蓄積の過程に伴って漸進的に押し進められたのではなく、植民地化の衝撃によって突発的におこなわれたため、その伝統的農業社会の諸制度は、土地所有形態を含めて、一部は植民地化の必要に合致するよう変形されたものの、大部分はそれにほとんど適合せぬままに放置されたのである。

かくて、土地制度変革の主眼点は、農村共同体内に私的権利を確立するなどということであるよりも、むしろ、従来部族社会において「自由財」の意味しかもたなかった土地を、なんらかの方法で「経済財」として存立せしめるようにし、それを農業生産力の上昇と結びつけることにあるといえよう。その結果、私的所有が集团的要素を解消する方向に進むのか、それとも集団所有が私的要素を解消する方向にむかうのかは、いまさしあたって問題ではない。要するに、アフリカにおいて伝統的土地所有制度の変革が必要だというのは、農業生産力上昇という見地から、「部族的土地所有」を解体しなければならぬということではあっても、社会組織近代化の上で、「共同体的土地所有」の温存を許さぬということではないのである。

ところで、かかる「部族的土地所有」の解体は、その現象面からのみ見れば、アフリカの場合、いわゆる「非部族化」(detrribalization)の過程としばしば重なり合っており、そのことは、植民地支配の強い圧力のもとで、ヨーロッパ人貨幣経済の浸透に伴う急速な資本主義化がおこなわれた地域について、特に顕著なのである。この「非部族化」

の内容は、通常二つの側面から説明される。すなわち、一つは、アフリカ人に物質的刺激を与えて現金稼得の欲望をかりたて、また企業に必要な労働力を強制的に動員することなどによって、直接的に、かれらを部族社会から引き寄せるといふ側面であり、もう一つは、アフリカ人に集団居住地域を指定し、人頭税等を課し、また土地市場を創設することなどによって、間接的に、かれらを部族社会から押し出させるという側面である。しかし、ここで注意すべきことは、このいわば部族資本主義化ともいふべき「非部族化」の過程は、部族を資本の要求する鑄型にはめ直すという性格をもっており、ある場合には、土地のより生産的利用を促す誘因になることもありえようが、たいていは小農の中産階級化を促進して、伝統的農業社会に残存する部族的要素を払拭しようとするに急なあまり、往々、アフリカ人経済の民族的基盤たる部族組織をただ崩壊させるばかりで、農業生産力の上昇という本来の問題の解決にはほとんど役だっていない、という点である。たとえば、1951年にローデシアで制定された「原住民土地耕作法」(Native Land Husbandry Act)がその好例で、この法律のねらいは、土地市場を創設して定着農業生産者と常用賃労働者との分業を確立し、土地改良の推進と農家保有地規模の標準化によって農業生産を拡大させる——農作物生産は5年以内、家畜生産は8年以内にそれぞれ50%増大させる——ことにあったのだが、実施の結果は、その目標がほとんど達成されずに終わったどころか、また「もっぱら多数のアフリカ人から土地を強奪し、ヨーロッパ人企業に役だつ浮動労働力を供給することになった」のである。これは、もちろん、本法に労働生産性の向上措置に関する有効な規定が欠けていたことにもよろうが、より根本的には、立法

の動機からも容易に推測されるように、その場合アフリカ人にとって、自発性に基づく土地の経済的利用が真に必然となりうるような、心理的配慮が十分なされていなかったためである。

「部族的土地所有」の解体は、もとより、最終的に農業生産力を上昇させるために必要なのであって、解体そのものが目的なのではない。ローデシアの「原住民土地耕作法」による「非部族化」は、かかる最終的目的を達成することができなかつた以上、単に「文明のより高い形態がより低いそれを経済的に支配する」ための方便であるにすぎなかつたといえよう。つまり、「非部族化」を実際に農業生産力の上昇と結びつけるには、もっと別な主体的契機が必要だということである。とすれば、その契機はいったい何なのか？ それを明らかにするためには「非部族化」をアフリカにおける本源的蓄積の問題として把握することが必要だろう。

IV 非部族化の方向

アフリカにおける農業生産力の上昇が、農民の自主的な「非部族化」を起点として実現されるとすれば、その本源的蓄積の形態はいったいいかなるものになるのであろうか？ もちろん、ここにいう本源的蓄積とは、その基礎として西欧経済史に見られるように、農民が生産手段としての土地から切り離されてゆく過程、つまり、封建農業自体の解体と資本制生産の発生の過程をそのまま意味するわけではない。そうではなくて、ここでは、単にアフリカにおける資本主義の発展段階を大づかみにつかみ、さらに、アフリカ経済の民族的基盤となっている部族共同体が、今後いかなる経路をたどって発展するかを、過去の西欧経済社会近代化の類型に対応させて、考えてみようという

にすぎない。

本源的蓄積との関連で、資本主義の発展段階を把握する一つの指標は、階層分化の問題であろう。もとより、アフリカでは、植民地化が進むと同時に、土地収用、人頭税・家屋税の徴集、労働力の強制動員、アフリカ人農業、農村手工業の抑圧・排除などの諸政策により、農村家族経済はほとんど壊滅に瀕し、農民の多くはしだいに生活の大部分を賃労働兼業に依存するようになった。しかし、国内に貨幣経済部門が比較的発達し、労働移動がかなりはげしい地域においても、その多くは「出稼ぎ」を特定の季節に限ることによって、むしろ農業生産の維持を図ろうとし、その結果、完全に土地を離れた労働者はほとんど生まれなかった。他方において、植民地当局が農村部門内に「私的土地所有」を拡張していったところでは、若干の富農の出現を見たが、しかし、ヨーロッパ人農業がアフリカ人農業と競合する「居住植民地」では、それはけっして一定限度以上に出ることがなかった。ローデシアでは、805万エーカーの「原住民購入地」に住むアフリカ人農民がはじめて土着資本家となる機会を与えられたかに見えたが、かれらも実際は政府の消極的な措置——たとえば農業信用について、過去10年間に70人たらずが6000ポンドほど（1人当たり85ポンド14シリング）の融資を受けられただけ——のために年間平均14ポンドほどという小農と大差のない所得を受け取ったにすぎない。また、アフリカで最も階層分化が進んでいると見られている西アフリカのガーナでも、たとえば協同組合内のココアの年間所得で200ポンド以上のものは全体の約15%しかいない、といわれる。さらに、コートジボアールでは12ヘクタール以上の農地をもち、5人以上の雇用労働を用いる富農は、ほとんどボンガヌ地域に集中し、それ

は、全体の約7%ほどにしかあたらずと報告されている。なお、上記3例は、階層の程度を示す基準として、農家所得、農地面積および雇用労働量を用いたが、一般にはそのほかに農機具、家畜、毛作の数などが経営規模を決定する要因として考えられている。そのうち、農地面積という基準が最も一般的であり、粗放的耕作経営の場合にはそれ自体特に問題がないが、多少とも集約的経営が混っている場合は、基準として必ずしも適当ではないし、また、アフリカ諸国において特に労働移動がはげしく、労働集約度が低いところでは、ほとんど経営の質的規模を正しく示さない。つまり前にも述べたように、労働の限界生産力がプラスのところでは、農地の拡大は必ずしも単位面積当たり収量を増大しないからである。したがって、そういう場合には、むしろ「労働移動」の程度の大小が階層を知る一つの指標に加えられるべきではなかろうか？

ともあれ、階層分化を直接土着資本家の出現という側面でもとらえれば、アフリカ、特に西アフリカでは、商業の発展に伴う「中間階級」の形成が著しいだけに、商人の階層分化についても触れねばならない。いうまでもなく、西アフリカ人商人の大多数は、従来たとえば、マーケット・マミーに代表されるような農業兼業の街道小商人であったが、後にかれらが商品輸送手段としてトラックを所有しうようになってから、飛躍的に活動範囲を広げ、半農半商のココア農民から、小売・卸売の専門業者に転化するものが続出した、といわれる。たとえば、ナイジェリアやコートジボアールにおけるアフリカ人富農のあるものは、トラックを購入後、小売、卸売商として専門化するにとどまらず、国内陸上輸送の大部分を引き受けるまでに経営を拡大し、さらには、幾人かの雇用労働を

用いて、海外から直接商品を輸入するまでになっている。もちろん、これら外国企業と原料市場とを結ぶ仲買人の中から、小規模ながらも外国企業に混って製造工業に進出するものがあらわれても不思議はない。現に、東部ナイジェリアではそのような業主が少数見られる、とのことである。しかし、これはまったく西アフリカに限られたことで、アフリカ全体として見れば、民族資本はまだほとんど育っていないといえよう。

要するに、西アフリカ、ことにガーナ、ナイジェリアは、アフリカにおいて最も階層分化が進み、資本主義的發展段階が高い例外的な国であるといえる。これに比べれば、東アフリカや中央アフリカをはじめ、他のアフリカ諸国は、植民地化に伴う資本主義經濟の浸透に適應しきれなかった原始共同体的要素があまりにも多く残っているように見える。その理由は、おそらく次の諸点にあらう。すなわち、第1は、文明との接触の長さについて、東アフリカは約80年、その他はせいぜい30~40年しかないのに対して、西アフリカ、ことに一部海岸地方は、ヨーロッパとの接触到約200年の長い歴史をもち、また西アフリカはサハラを中心とした交易を通じ、早くからアラブ文化に接したこと、したがって、その間のさまざまな知識の伝播によって有形、無形の影響で民度を高めたこと。第2に植民化パターンとの相違として、西アフリカでは気候・植民政策の影響から、ヨーロッパ人の植民地化が主として熱帯1次産品の「貿易」という範囲でのみおこなわれ、農業生産の多くが原住民の手に委ねられてきた。これに対し東、中央および南アフリカでは、約80年ほどの歴史しかないヨーロッパ人の入植が、もっぱら土地獲得を目的とし、ヨーロッパ人農業が人口と土地との均衡を保っていたアフリカ人農業社会に無理押しに定着されたこ

と、である。第3は人口と輸出構造の相違として、西アフリカ、とくにナイジェリアでは、奴隷貿易やそれに続く強制労働の影響でアフリカ人人口が多く、また早くからコーヒー、ココアなど非食料用の輸出農作物が導入され、大規模に特化されたため、外国貿易を通じて、否応なく世界經濟のメカニズムの中に組み込まれたこと（もともと、人口密度が高く、自給作物生産が食料作物生産を減少させたという点では、ウガンダの綿花も同様であろう）。第4は、農産物流通における輸送手段の有無について、西アフリカでは前述のとおり、20世紀初頭、トラックの出現によるアフリカ人商人の營業革命があつて、それが富の増殖に大きな貢献をしたが、その他の国々では、かかる施設が比較的貧弱であつたこと。第5は、商業競争者の相違について、西アフリカでは、レヴァント人が古くから流通面を握っていたが、当初比較的移動性が大きく、定着してもまた都市が多く、手工業部門にあまり手を伸ばさなかったのに対して、東、中央および南アフリカでは、インド人、パキスタン人等がわりに最近になって、アラブ人を駆逐して、商業活動に勢力を伸ばし、都市および農村に定着して、後に綿業や糖業に手を広げていったこと、さらに、これら居住植民地では、ヨーロッパ人も定着して商業を經營するものが多かったことなどである。

いずれにしても、西アフリカの海岸地方の社会經濟構造は、いろいろな意味からアフリカ諸国の中できわだった特色をもち、ある場合には、サハラ以南のいわゆる黒人アフリカ一般に共通に見られる要素よりもむしろ、アジア諸国に類似した要素をよりいっそう多く持っているように思えるのである。したがって、アフリカを低開發国の中で最も後発的な地域としてとらえ、その範囲で本源的蓄積に関する仮説を立てようとするれば、どうし

ても「一般アフリカ型」を想定してこれを提示するほかはない。

いうまでもなく、本源的蓄積とは本来封建的社會が解体して、資本主義的生産の基礎的な条件つまり資本と賃労働が生みだされる歴史的な過程をいい、最も典型的には、15世紀末から16世紀はじめにかけてイギリスに見られたものである。その意味では、完全な形での封建制度が存在せず、むしろ逆に西欧の本源的蓄積を可能ならしめた要因の一つである植民地政策の対象となった地域であるアフリカについてこの概念を持ち出すのはやや唐突の感をまぬかれない。しかし、アフリカ諸国がいま直面している問題は、何よりもまず、伝統的共同体の停滞の中から脱し、生産手段生産の自立の見通しを立て、その実現のために主として社會の集中的、組織的な権力ある國家のイニシアティブに依存することであり、少なくともその点に関するかぎり、たとえ、かつて先進諸国がおかれたものとまったく違った条件のもとであれ、いやそれゆえにこそ、西欧の本源的蓄積の歴史と対比することが可能であると考えるのである。したがって、この仮説は、より正確に言えば、アフリカにおける本源的蓄積の問題を考えるのではなく、アフリカ經濟發展の経路を、本源的蓄積の問題に対応させて検討することなのである。

いうまでもなく、イギリス社會近代化は、毛織物工業の都市から農村への移行によってはじめられた。つまり、貨幣地代への転化に伴う農奴制の解体により、一部に富裕な農業資本家が生まれ、それが半農半工の形で毛織物工業を営む「農村織元」となり、たまたま都市のツンフト規制から逃れて農村にはいつてきたスモール・マスターズと一緒にあって、イギリス産業資本の根拠となる「農村工業」が生まれたのである。「都市織元」

は、その機能がさまざまな種類に分けられこそすれ、本質的には「問屋制前貸人」であって、商業資本家的性格をもち、植民地利潤を含む世界商業による蓄積に相關的な役割を演じた。

ところで、アフリカの場合はどうか？ 筆者はアフリカにおける農民・移住労働者およびアジア人商人を、上記の農村織元、スモール・マスターズおよび都市織元にそれぞれ対応させて考えてみたい。つまり、「非部族化」の中核を農民とし、技術の移転者を移住労働者とし、また前期的商業資本を代表するものとしてアジア人商人を想定するわけである。かくて、村落共同体で自由な労働の組織者としてふるまうことができる農民が移住労働者とともに農業生産をおこない、協同組合を通じて農作物の流通を促進することである。そして大工業は、これとはまったく別個に都市において、國家資本の投下によって創設されねばならず、その場合、アフリカナイズされたアジア人商人の商業資本がその一部に吸収される。そして農村は、労働力の再生産の場としてだけでなく、むしろ積極的に商品交換の場として存在する。

このような「非部族化」は、具体的には、おそらく次の諸点を前提とすることになる。すなわち、(1)「土地配分」の公正化が実現されること、(2)移住労働者を中核とする超部族単位の自主的集團組織がつくられること、(3)「共同体的土地所有」は温存されながら、土地の生産的利用が組織上の地位の改善という報奨によって促進されること、(4)協同組合運動を促進して、農産物の流通を秩序化すると同時に開發資金をプールすること、(5)域内市場向け農作物の生産と流通を結びつける「農村商業」が助成されることなどである。

(1)については、もともと、アフリカ大陸の大部分について耕作適地が少なく、しかもその農地不

足が植民地主義的「土地配分」によっていっそう強められているという基礎認識からそのことが農業生産力を上昇させるための「非部族化」の必須条件として考えられる、ということである。(2)については、アフリカ農村部門の生活環境、技術、経営および組織形態の現状に照らして、移住労働者が経済合理的行動能力というような広い意味での技術の保有者として、内側からの「非部族化」の中心的推進者として考えられる、ということである。(3)については、アフリカでは社会保障を伴わぬ急激な土地私有化が、むしろ農業生産者の勤労意欲を減殺したという経験から、「共同体的土地所有」形態を残存させ、しかも、農業生産力の上昇は物質的刺激によるよりも、かれらの主体的関心に合致した集団心理的誘因を通じて実現すべきだと考えられる、ということである。(4)については、農業協同組合を通じて、食用作物から逐次輸出用農産物の生産・流通を自主的に管理し、できれば農産品の1次加工をおこない、従来のマーケティング・ボードがもつ強制貯蓄の機能をこの中に吸収してゆく、ということである。(5)については、アフリカのモノカルチュア輸出はしばしば指摘されるように、過去・現在において終始貿易赤字を示しているのに、工業化のためにはそれが維持されねばならぬという矛盾の存在を背景にして、むしろ、市場の保証されやすい農作物の生産を選択的におこない、しかも域内での商品交換を通じて、それをしだいに拡大してゆくことが、「非部族化」を農業生産力の上昇と結びつけるゆえんではないか、ということである。もちろん、国内市場向け農業の拡充は、当初、1次産品輸出を抑制し、経済全体における平均所得を低下させる効果を伴うかも知れない。しかし、かかる農村経済圏は人口・天然資源の規模が一定水準

に達するまで、拡大されることが可能であれば、そのような損失も長期的には十分相殺されうるかも知れない。以上のような、自発的な「農村商業」の創設をアフリカ経済発展の起動力とするという考え方は、必ずしも、雇用問題の解決という側面から、大工業のかわりに、農村手工業の設立を重視するということと同じではない。それはむしろ、労働力の不足に悩むアフリカ諸国では、あいかかわらず農業自体を労働力再生産の基盤とすることによって、1次産品の輸出所得水準を維持し、将来、ある程度国家資本の蓄積と外国技術の導入の機会をとらえて大工業を設立する可能性を予想しているのである。

要するに当初、共同体内部で商品交換がおこなわれ、小農が共同体を離れて分化するにしても、結果は、「外部の力」によってしだいに共同体を解体してゆくのである。これは単なる流通主義的な考え方ではない。なぜなら、アフリカのような低開発国は、むしろ共同体の利点を維持しつつ、外部の力を利用することによって、はじめて最終的に共同体的停滞から脱出しようからである。

(付記) 本稿は1967年12月、ダカールで開催された「第2回国際アフリカニスト会議」(Le Deuxième Congrès International des Africanistes)のために用意されたものを骨子としている。

(調査研究部主任調査研究員)